

東京都推奨機能申請要綱

平成 30 年 10 月 30 日
30 青総青第 798 号
改正 平成 31 年 3 月 8 日
30 青総青第 1288 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京都青少年の健全な育成に関する条例（昭和 39 年東京都条例第 181 号。以下「条例」という。）第 5 条の 2 第 2 項及び東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（平成 16 年東京都規則第 98 号。以下「規則」という。）第 2 条の 2 第 2 項の規定に基づくインターネット接続機器に利用者が付加することができる機能（以下「機能」という。）の推奨申請につき、必要な事項を定めるものとする。

(申請方法)

第 2 条 機能について推奨を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請に係る機能ごとに、別記様式第 1 号「機能推奨申請書」に必要な事項を記載するとともに、規則第 2 条の 2 第 2 項第 1 号に規定するいずれかの要件及び同項第 2 号から第 5 号までに規定する要件に適合していることを証する書類を添付して提出しなければならない。

(推奨の手続き)

第 3 条 申請者は、前条の規定により申請を行ったときは、規則第 2 条の 3 に規定する東京都推奨携帯電話端末等検討委員会（以下「検討委員会」という。）の求めに応じ、申請に係る機能の詳細について、継続かつ適切に当該機能を提供できること等の説明を行わなければならない。

2 検討委員会各委員は、申請された機能等を別表により評価し意見を表明するものとする。

3 知事は、前項で示された意見を聴いた上で、規則第 2 条の 2 第 2 項に規定する推奨基準に適合していると認める場合には、これを推奨するものとする。

(欠格事由)

第 4 条 申請者が、次の各号いずれかに該当する場合は、推奨しないものとする。

一 宗教活動又は政治活動若しくは政党、その他特定の団体を支持し又は反対することを目的として結成されたもの

二 刑事事件に関し、現に起訴されている者又は刑に処せられた者（刑の消滅した者を除く。）

三 公序良俗に反する活動を行うもの

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与している法人等

五 プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関する OECD 理事會勧告に沿った規定を含む個人情報の保護に関する法令が定められた国・地域以外で設計された機能又はこれに準ずる事情が認められるものについて、以下の理由により都民安全推進本部総合推進部都民安全推進課（以下「都民安全推進課」という。）の求める情報を提供することが困難であると認められるもの

(1) 個人情報の保護やセキュリティの確保方策等に係る機能の設計等に関する情報について、申請者が属する国の法令による規制により提供することが困難であるとき

(2) 前(1)の情報について、申請者の判断等により提供しないとき

(推奨の通知)

第5条 知事は、第3条第3項により推奨することとしたときは、別記様式第2号「推奨決定通知書」により申請者に通知するものとする。

2 知事は、第3条の手続きを経た上で推奨をしないこととしたときは、別記様式第3号「非推奨通知書」により申請者に通知するものとする。

(推奨後の確認)

第6条 知事は、必要に応じて、第3条第3項により推奨した機能が、引き続き規則第2条の2第2項に規定する推奨基準に適合しているか否かについて確認することができる。

2 前項の確認は、第2条により提出された「機能推奨申請書」の記載事項その他第3条に規定する手続きにおいて前項の機能が規則第2条の2第2項に規定する推奨基準に適合していると認められる理由となった事項について、推奨を受けた者（以下「被推奨者」という。）からの報告を徴収することにより行う。

(推奨の取消し)

第7条 知事は、次の各号いずれかに該当し、必要があると認めるときは、第3条第3項の推奨を取り消すことができる。

一 被推奨者から、推奨された機能の提供停止に関する別記様式第4号「推奨取消申請書」により取消し申請があったとき

二 第2条に規定する申請に虚偽があることが判明したとき

三 第4条各号に規定する欠格事由に該当することが判明したとき

四 前条第1項による確認の結果、推奨された機能が推奨基準に適合していないことが判明したとき

五 被推奨者が前条第2項による報告の徴収の求めに応じず、又は虚偽の報告をしたとき

(推奨の取消しの通知)

第8条 知事は、前条の規定により推奨の取消しをした場合は、別記様式第5号「推奨取消通知書」により被推奨者に通知するものとする。

(指定の公表)

第9条 知事は、第3条第3項の規定により推奨した場合及び第7条により推奨の取消しをした場合には、その旨を公表するものとする。ただし、推奨した場合の公表で被推奨者側の機密情報に係る場合には、被推奨者と協議することとする。

2 前項による公表の手段は、次に掲げる方法による。

(1) 東京都都民安全推進本部ホームページによる公表

(2) 広報媒体を使用した公表

(各種届出)

第10条 被推奨者は、申請以外に必要な事項について、次に掲げる場合には必ず届出を行わなければならない。

(1) 推奨された機能について、推奨決定時と変更が生じるとき（機能のアップデート等、品質保持のために行う変更を除く。）

(2) 社名を変更するとき

2 その他、届出が必要と考えられる事情が生じた場合には、被推奨者と都民安全推進課による協議の上、届出を行うものとする。

3 届出は、別記様式第6号「関連事項（変更・届出）書」に必要事項を記載して提出することにより行う。

(事務)

第11条 各種手続き等に関する事務は、都民安全推進課が行う。

附 則

この要綱は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月28日から施行する。ただし、第4条第5号、第9条第2項、第10条第2項及び第11条の改正規定は同年4月1日から施行する。

1 評価の方法（第3条関係）

- (1) 申請者は、検討委員会に対し、申請に係る機能が東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則第2条の2第2項第1号に掲げるいずれかの要件及び第2号から第5号までに規定する要件に適合し、青少年を健全に育成する上で有益であることについて説明を行う。
- (2) 検討委員会の各委員は、前記説明を受けた上で、各自の知見を踏まえ、下記「インターネット接続機器に利用者が付加することができる機能の推奨検討に係る運用・評価基準」により、申請された機能に対する「良・可・不可」の評価と、当該評価に至った理由を意見として表明する。
- (3) 検討委員会は、(2)で示された意見及び各委員の評価状況等を取りまとめ、知事に提出する。
- (4) 知事は、各検討委員の評価や当該評価に至った理由等を参照し、総合的な検討の上で推奨の可否を決定する。
- (5) 当該検討につき、知事は、規則第2条の2第2項第2号及び3号に関わる事項について、専門家の意見を求めることができる。

《インターネット接続機器に利用者が付加することができる機能の推奨検討に係る運用・評価基準》

■ 以下に定める要件1（イ・ロ・ハ・ニのうち、申請に係る項目）及び要件2～5（要件5は都知事が必要と認めるとき）の全てを満たし、青少年を健全に育成する上で有益であると認められるものであること。

※ 評価の視点に掲げる【機能の例】は例示である。

	推 奨 基 準	評 価 の 視 点
要件 1	<p>■ 規則第2条の2第2項第1号 イ</p> <p>インターネット上で青少年が当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求められた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に資するものであること。</p>	<p>○ 青少年による児童ポルノ等の作成又は提供の防止に効果的な機能であるか。</p> <p>【機能の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 児童ポルノ等被害を防止するための学習機能 ※ 児童ポルノ等の要求行為を防止する機能 ※ 児童ポルノ等を作成し、送信する行為を防止する機能 ※ 児童ポルノ等被害防止のため、相談窓口等の教示、誘導を行う機能 等
	<p>■ 規則第2条の2第2項第1号 ロ</p> <p>インターネット上で青少年が自殺若しくは刑罰法規に触れる行為の実行を勧められ、又はそのかされた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う、又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、青少年の自殺又は犯罪の防止に資するものであること。</p>	<p>○ 青少年の自殺の防止に効果的な機能であるか。</p> <p>【機能の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 自殺を防止するための学習機能 ※ 自殺の勧めや、そそのかし行為を防止する機能 ※ 自殺の防止のため、相談窓口等の教示、誘導を行う機能 等
		<p>○ 青少年の犯罪の防止に効果的な機能であるか。</p> <p>【機能の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 規範意識を高めるための学習機能 ※ 犯罪行為等の実行の勧め、又はそそのかし行為を防止する機能 ※ 犯罪の防止のため、相談窓口等の教示、誘導を行う機能 等

	推 奨 基 準	評 価 の 視 点
要件 1	<p>■ 規則第2条の2第2項第1号 ハ</p> <p>インターネット上で青少年がいじめを受けた場合に、青少年の未成熟な判断能力を補う又は保護者等による保護若しくは監護を可能とするなど、いじめの防止に資するものであること。</p>	<p>○ いじめの防止に効果的な機能であるか。</p> <p>【機能の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ いじめ行為を防止するための学習機能 ※ いじめ行為を防止する機能 ※ いじめ行為を防止するため、相談窓口等の教示、誘導を行う機能 等
	<p>■ 規則第2条の2第2項第1号 ニ</p> <p>イ、ロ及びハに掲げるもののほか、青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に資すると知事が認めるものであること。</p>	<p>○ 青少年のインターネット利用に伴う危険性の除去に効果的な機能であるか。</p> <p>【機能の例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ インターネット利用に伴う危険を回避するための学習機能 ※ インターネット利用に伴う危険を回避する機能 等
要件 2	<p>■ 規則第2条の2第2項第2号</p> <p>青少年のプライバシーに配慮されていること。</p>	<p>○ 青少年のプライバシー、その他の人権に配慮されているか。</p>
要件 3	<p>■ 規則第2条の2第2項第3号</p> <p>サイバーセキュリティに配慮されていること。</p>	<p>○ サイバーセキュリティが確保されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 機能を提供するにあたり、サイバーセキュリティ上のチェックが行われているか。 ※ 機能提供後の適切なサポート体制が整っているか。
要件 4	<p>■ 規則第2条の2第2項第4号</p> <p>青少年に広く利用されるように配慮されていること。</p>	<p>○ 広く利用されるよう配慮されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ※ 保護者又は青少年が、機能の設定を容易にできるマニュアル等（webサイトからのダウンロードでも可）が用意されていることや、サポート体制の充実、導入及びその操作が容易であること、導入出来る機器が多いことなどが想定される。
要件 5	<p>■ 規則第2条の2第2項第5号</p> <p>その他知事が必要と認める要件を備えていること。</p>	<p>○ 指定された要件を備えているか。</p>